

奈良市公報

第 235 号

平成20年8月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○総合評価一般競争入札の実施(2件)	1
○一般競争入札の実施.....	5
○住居番号の設定.....	6
○開発行為に関する工事の完了.....	6
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始.....	6
○放置自転車等の保管(4件)	7
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出.....	8
○生活保護法の規定による医療機関の指定.....	8
○放置自転車等の保管.....	8
○放置自転車等の処分.....	8
○放置自転車等の保管.....	9
○開発行為に関する工事の完了.....	9
○放置自転車等の保管.....	9
○開発行為に関する工事の完了(2件)	9
○放置自転車等の保管.....	10
○一般競争入札の実施.....	10
○農業委員会総会の招集.....	11
監 査	
○包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等.....	11
公 営 企 業	
○一般競争入札の実施.....	12
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出.....	12
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定(2件)	13
○一般競争入札の実施.....	13
教 育 委 員 会	
○定期教育委員会の開催.....	14
○奈良市地域学校連携推進委員会設置要綱.....	14
○「夢・教育プラン」懇話会設置要綱を廃止する告示.....	15
○奈良市通級指導教室設置要綱.....	15
選挙管理委員会	
○農業委員会委員一般選挙における各選挙区の当選人の住所等.....	16
○奈良市検察審査員候補者選定規程の一部を改正する規程.....	17
○奈良市裁判員候補者予定者選定規程.....	17
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集.....	17

告 示

奈良市告示第390号

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により次のとおり公告します。

平成20年7月1日

奈良市長 藤原昭

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 浸水対策下水道築造工事(公2)(単2)
北風呂町～南袋町地内
(2) 工事場所 北風呂町～南袋町地内
(3) 工事概要 工事延長 L=235.62m
泥濃式推進工法 φ1100mm管推進工 L=230.81m
3号現場打人孔 1箇所・4号現場打人孔 1箇所
管布設工 1式 マンホール工 1式
立坑工 1式 付帯工 1式
(4) 工事期間 契約の日より、平成21年2月20日迄とする。
(5) 予定価格 131,392千円(消費税及び地方消費税を除く。)
(6) 最低制限基準価格 98,735千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社または3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)
(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係に

- ある者であること。
- イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）
 (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 (イ) 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 技術提案書の提出
 入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。
 ア 施工計画について
 イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
 平成20年7月1日から平成20年9月3日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 奈良市総務部監理課
 なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所

奈良市役所 入札室
 平成20年9月4日 午前10時00分

5 技術提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 平成20年8月4日午後4時まで
 (2) 提出場所 奈良市建設部下水道室下水道建設課
 (3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）
 (4) 提出方法 持参に限ります。
 (5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札の入札参加申請期間
 平成20年7月10日から7月15日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 電子入札の入札参加確認通知日
 平成20年7月16日
 (3) 入札書の提出期間
 平成20年8月25日から9月3日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 (4) 電子入札の無効
 ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 イ 他人のICカードを使用した入札
 ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 オ その他市長の定める入札条件に違反した入札
 (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
- 8 入札参加申請
- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
 ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
 イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
 ウ 委任状
 エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
 オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
 カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）
- (2) 入札参加申請方法
 平成20年7月2日から7月7日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。
- 9 入札参加資格の審査
- (1) 審査機関
 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知
 平成20年7月9日までに、共同企業体の代表者に通知します。
- 10 落札者の決定方法等
- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
 本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。
 ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を15点として評価するものとします。
 イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (5点)	施工管理(2項目で1項目各2.5点)	施工管理方法が適切であり、優位な工夫があり、かつその具体的な根拠が見られる場合
企業の施工能力等 (10点)	企業の施工能力	工事成績評定点、表彰実績、ISO9000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結、災害・ボランティア活動実績

ウ 價格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(7)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が二つ以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成20年9月10日までに、共同企業体の代表者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

(平成20年7月1日掲示済)

奈良市告示第391号

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条

の規定により次のとおり公告します。

平成20年7月1日

奈良市長 藤原昭

1 入札に付する事項

(1) 工事名 飛鳥小学校給食室改築その他工事

(2) 工事場所 奈良市紀寺町785番地

(3) 工事概要 建築工事 一式 鉄骨A L C造平屋建て
 $A = 284.57 m^2$

電気設備工事 一式

給排水衛生設備工事 一式

冷暖房換気設備工事 一式

外構工事(渡り廊下等) 一式

移設・解体工事 一式

(4) 工事期間 契約の日より、平成21年3月19日迄とする。

(5) 予定価格 141,550千円(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 120,317千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 通常の単体での参加者に必要な資格

ア 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

イ 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

(ア) 施工計画について

(イ) 企業の施工能力等について

(2) 特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格

2社または3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その構成員が平成17年度から平成19年度における建築工事の工事完成高の合計金額が参加しようとする工事の予定価格(税込み)以上であること。またその構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

ア 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

イ 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。

ウ 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

(ア) 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の

<p>資格を有する者であること。</p> <p>b 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>c 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(イ) 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）</p> <p>a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>b 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>c 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>エ 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>カ 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>キ 技術提案書の提出</p> <p>入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。</p> <p>(ア) 施工計画について</p> <p>(イ) 企業の施工能力等について</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成20年7月1日から平成20年9月3日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 奈良市総務部監理課</p> <p>なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。</p> <p>4 開札の場所</p> <p>奈良市役所 入札室</p> <p>平成20年9月4日 午前11時00分</p> <p>5 技術提案書の提出期限等</p> <p>(1) 提出期限 平成20年8月4日前午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 提出場所 奈良市建設部営繕課</p> <p>(3) 提出部数 1部（ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部）</p> <p>(4) 提出方法 持参に限ります。</p> <p>(5) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。</p> <p>6 入札保証金に関する事項</p> <p>入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第</p>	<p>2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 電子入札の入札参加申請期間</p> <p>ア 通常の単体での参加者（A単体）</p> <p>平成20年7月1日から7月4までの午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 特定建設工事共同企業体での参加者（BJV）</p> <p>平成20年7月10日から7月15日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 電子入札の入札参加確認通知日</p> <p>ア 通常の単体での参加者（A単体）</p> <p>平成20年7月16日</p> <p>イ 特定建設工事共同企業体での参加者（BJV）</p> <p>平成20年7月16日</p> <p>(3) 入札書の提出期間</p> <p>平成20年8月25日から9月3日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 電子入札の無効</p> <p>ア 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>イ 他人のICカードを使用した入札</p> <p>ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書</p> <p>エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札</p> <p>オ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p> <p>8 入札参加申請</p> <p>(通常の単体での参加者)</p> <p>入札参加を申請する者は、告示日から平成20年7月4日までの午前9時から午後5時までに電子入札システムにおいて入札参加申請を行ってください。</p> <p>(特定建設工事共同企業体での参加者)</p> <p>(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。</p> <p>ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書</p> <p>イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）</p> <p>ウ 委任状</p> <p>エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）</p> <p>オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）</p> <p>カ 平成17年度から平成19年度における公共工事若しくは民間工事の内、建築工事の1社1工事の完成工事高証明書又は、契約書の原本（契約書については監理課で確認後返還する。）</p> <p>(2) 入札参加申請方法</p> <p>平成20年7月2日から7月7日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す</p>
---	--

る市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査

(通常の単体での参加者)

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年7月16日に、電子入札システムにおいて入札参加申請者に通知します。

(特定建設工事共同企業体での参加者)

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年7月9日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を15点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		加点基準
施工計画 (5点)	安全管理	現地条件等を踏まえ、安全管理が的確に図られ、十分な工夫かつその根拠が見られること。
	品質管理	具体的な記述があり、かつ十分な効果が見込めること。
企業の施工能力等 (10点)	企業の施工能力	工事成績評定点、表彰実績、ISO9000シリーズ認証取得
	配置予定技術者的能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
	社会貢献・地域貢献	災害協定の締結、災害・ボランティア活動実績

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入

札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。

エ 評価内容の担保

受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、その項目に応じ工事成績評定点において減ずるものとします。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(1)のオ又は2の(1)のキの技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成20年9月10日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

(平成20年7月1日掲示済)

奈良市告示第392号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年7月1日

奈良市長 藤原昭

1 入札に付する事項

一条高等学校敷地内通路整備工事ほか12件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成20年7月4日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年7月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工

事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年7月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年7月1日掲示済)

奈良市告示第393号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年7月1日

奈良市長 藤原昭

次のとおり省略

(平成20年7月1日掲示済)

奈良市告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3号の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年7月1日

奈良市長 藤原昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年5月26日 奈良市指令都整開 第08A-5号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年7月1日 第1123号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条三丁目909番地の1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条二丁目10番7号

大西基夫

(平成20年7月1日掲示済)

奈良市告示第395号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年7月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年7月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
3 供用を開始する排水施設の位置

平成20年7月15日

- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市二名三丁目、押熊町、中山町、秋篠町、六条二丁目、紀寺町、五条町、南肘塚町及び北永井町の各一部

管渠番号	起 点	終 点
二名第4幹線-54	奈良市二名三丁目4671-2	奈良市二名三丁目1096
二名第4幹線-55	奈良市二名三丁目1096	奈良市二名三丁目1098
二名第4幹線-56	奈良市二名三丁目1025-1	奈良市二名三丁目1024-2
二名第4幹線-57	奈良市二名三丁目1023-2	奈良市二名三丁目1023-4
東登美ヶ丘幹線-36	奈良市押熊町2134-1	奈良市押熊町1588-8
東登美ヶ丘幹線-37	奈良市押熊町2134-1	奈良市押熊町1592-1
押熊第2幹線-59	奈良市中山町1737-2	奈良市中山町1546-6
押熊第2幹線-60	奈良市中山町1546-1	奈良市中山町1546-8
秋篠幹線-45	奈良市秋篠町589-1	奈良市秋篠町585-1
六条第2幹線-120	奈良市六条二丁目1473-8	奈良市六条二丁目1126
六条第2幹線-121	奈良市六条二丁目1126	奈良市六条二丁目1126
高畠幹線-25	奈良市紀寺町1064-1	奈良市紀寺町1064-1
都跡幹線-294	奈良市五条町262-6	奈良市五条町252-3
北永井幹線-315	奈良市南肘塚町112	奈良市南肘塚町112
明治幹線-242	奈良市北永井町502-10	奈良市北永井町506-4
明治幹線-243	奈良市北永井町502-10	奈良市北永井町502-10

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

- 5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年7月1日掲示済)

奈良市告示第396号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年7月1日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日

平成20年6月30日

- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

- 5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

- 8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室市民安全課

電話0742-34-1111代表

(平成20年7月1日掲示済)

奈良市告示第397号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年7月1日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年7月1日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年7月1日掲示済)

奈良市告示第398号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年7月3日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年7月3日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年7月3日掲示済)

奈良市告示第399号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年7月4日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年7月4日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年7月4日掲示済)

奈良市告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年7月7日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
春名病院	奈良市南京終町一丁目176-1	平成20年6月1日

(平成20年7月7日掲示済)

奈良市告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年7月7日

奈良市長 藤原昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
芝原歯科	奈良市大宮町四丁目269-4	平成20年7月1日

(平成20年7月7日掲示済)

奈良市告示第402号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年7月7日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年7月7日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年7月7日掲示済)

奈良市告示第403号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有

者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成20年7月7日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成20年7月22日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成20年4月8日、同月14日から同月18日まで及び同月21日から同月25日まで

(平成20年7月7日掲示済)

奈良市告示第404号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年7月8日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年7月8日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年7月8日掲示済)

奈良市告示第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年7月11日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年4月1日 奈良市指令都整開 第07A-53号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年7月11日 第1124号

(2) 公共施設 平成20年7月11日 第494号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南京終町四丁目224番地の1、224番地の6、224番地の7、224番地の8、224番地の9、224番地の11及び224番地の12

- | | |
|---|-----------------|
| <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区南船場二丁目2番2号
株式会社アンカーコーポレーション
代表取締役 米田 雅信</p> <p>5 公共施設の種類、位置及び区域</p> <p>(1) 道路
奈良市南京終町四丁目224番地の1及び224番地の6</p> <p>(2) 下水道
奈良市南京終町四丁目224番地の1の一部及び224番地の6の一部</p> <p>(3) 公園
奈良市南京終町四丁目224番地の8</p> <p>(4) 管路敷
奈良市南京終町四丁目224番地の9</p> | (平成20年7月11日掲示済) |
|---|-----------------|

奈良市告示第406号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年7月11日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年7月11日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年7月11日掲示済)

奈良市告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年7月14日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年5月8日 奈良市指令都整開 第08A-1号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年7月14日 第1125号

(2) 公共施設 平成20年7月14日 第495号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路四丁目83番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路五丁目5番6号

米澤 弘文

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市四条大路四丁目83番地の一部

(平成20年7月14日掲示済)

奈良市告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年7月14日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成20年4月4日 奈良市指令都整開 第07A-51号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年7月14日 第1126号

(2) 公共施設 平成20年7月14日 第496号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松五丁目733番地の1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町519-23

株式会社吉川商事 代表取締役 吉川彰浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市平松五丁目733番地の1の一部

(2) 下水道

奈良市平松五丁目733番地の1の一部

(3) 管路敷

奈良市平松五丁目733番地の1の一部

(平成20年7月14日掲示済)

奈良市告示第409号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年7月14日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年7月14日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年7月14日掲示済)

奈良市告示第410号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年7月15日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

都市水環境整備下水道築造工事（公4）三条大路三丁目地内ほか13件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

(1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（電子入札参加に必要な資格）

(1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成20年7月18日までは入札控室、同月22日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

<p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札 <p>8 郵便入札参加申請</p> <p>入札参加を申請する者は、告示日から平成20年7月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧室）に持参してください。</p> <p>9 郵便入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関</p> <p>入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知</p> <p>平成20年7月22日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 電子入札の入札参加申請期間</p> <p>平成20年7月15日から7月18日までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 電子入札の参加確認通知日</p> <p>平成20年7月22日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>(3) 入札書の提出期間</p> <p>平成20年7月23日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 電子入札の無効</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ その他市長の定める入札条件に違反した入札 <p>(5) 審査機関</p> <p>入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工</p>	<p>事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</p> <p>(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(3) 問い合わせ先</p> <p>奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743</p> <p>別表省略</p>
(平成20年7月15日掲示済)	<p>奈良市告示第411号</p> <p>平成20年奈良市農業委員会7月総会を次のとおり招集します。</p> <p>平成20年7月15日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 藤原昭</p> <p>1 日時 平成20年7月23日（水曜日）午後2時</p> <p>2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第22会議室</p> <p>3 付議すべき事項・報告</p> <p>(1) 会長の選任について (2) 副会長の選任について (3) 議案第1号 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について (4) 報告第1号 平成21年度農業施策に関する要望書について</p>

(平成20年7月15日掲示済)

監査**奈良市監査委員告示第15号**

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成20年7月9日

奈良市監査委員 吉田肇	
同 中和田守	
同 三浦教次	
同 大橋雪子	

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
- 武田宗久
大阪府河内長野市美加の台6丁目22番14号
- 小林誠

兵庫県明石市西明石町3丁目15番5号
寺川徹也
奈良県奈良市千代ヶ丘1丁目9番地の66
2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成20年7月1日から平成21年3月31日まで
(平成20年7月9日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第29号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年7月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

配水支管改良工事、市内西登美ヶ丘六丁目・富雄元町一丁目地内（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年7月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

10 入札参加者の決定通知

平成20年7月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成20年7月1日掲示済)

奈良市水道局告示第30号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年7月4日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
美杉設備	代表者 上埜 洋晃	大阪府枚方市長尾台四丁目10番13号	平成20年7月2日

(平成20年7月4日掲示済)

奈良市水道局告示第31号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年7月8日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社美杉設備工業	代表取締役 上埜 洋晃	大阪府枚方市長尾台四丁目10番13号	平成20年7月2日
川本サービス株式会社大阪営業所	代表取締役 高津 悟	大阪府大阪市東淀川区瑞光三丁目8番20号	平成20年7月2日

(平成20年7月8日掲示済)

奈良市水道局告示第32号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年7月11日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
松本工業株式会社	代表取締役 松本 修志	奈良市東登美ヶ丘四丁目19番1号	平成20年7月4日

(平成20年7月11日掲示済)

奈良市水道局告示第33号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理

規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年7月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

舗装工事、市内敷島町二丁目地内他ほか1件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

<p>エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書</p>	<p>(2) リーフレット「かかわり合い・学び合う・奈良市における『幼小連携の推進』」について (3) リーフレット「人が好き、まちが好き、奈良大好き『世界遺産学習』」について</p>
<p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成20年7月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。</p>	<p>2 議事 議案第16号 奈良市社会教育委員の委嘱について 議案第17号 奈良市地域学校連携推進委員会設置要綱の制定について 議案第18号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱または任命について 議案第19号 「夢・教育プラン」懇話会設置要綱の廃止について 議案第20号 平成21～22年度使用奈良市立小学校教科用図書の採択について 議案第21号 奈良市通級指導教室設置要綱及び奈良市通級指導教室実施要領について 議案第22号 平成21年度奈良市立幼稚園園児募集要項について 議案第23号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について</p>
<p>9 入札参加資格の審査及び決定</p>	<p>3 その他 (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 7月～8月 傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。 (平成20年7月3日掲示済)</p>
<p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成20年7月22日までに入札参加申請者に通知します。</p>	<p>10 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p>
<p>(3) 問い合わせ先 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局業務部経理課入札係 電話 0742-34-5200（内線）223</p>	<p>別表省略</p>
<p>(平成20年7月15日掲示済)</p>	<p>奈良市教育委員会告示第41号 奈良市地域学校連携推進委員会設置要綱を次のように定める。 平成20年7月9日</p>
<h2>教育委員会</h2>	<p>奈良市教育委員会 委員長 冷水毅</p>
<p>奈良市教育委員会告示第40号</p>	<p>奈良市地域学校連携推進委員会設置要綱（目的及び設置）</p>
<p>平成20年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。 平成20年7月3日</p>	<p>第1条 学校支援地域本部事業、「夢・教育プラン」推進事業及び奈良市放課後子ども教室推進事業（以下これらを「事業」という。）を円滑に推進し、地域と学校との連携の強化及び地域コミュニティの活性化を図るため、奈良市地域学校連携推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)</p>
<p>1 日 時 平成20年7月8日（火）</p>	<p>第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。</p>
<p>午前10時から</p>	<p>(1) 事業の事業計画、進行管理及び事業評価に関するこ</p>
<p>2 場 所 奈良市役所北棟3階 教育委員会室</p>	<p>と。</p>
<p>3 会議に付すべき事件 教育長報告</p>	<p>(2) 事業に係るコーディネーター、ボランティア等の養成に関するこ</p>
<p>(1) 奈良市地域学校連携推進委員会設置要項の制定と委員の委嘱について</p>	<p>(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 (組織)</p>

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会関係者
- (3) 市PTA関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 社会教育関係者
- (6) 学校関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他教育委員会が適當と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、細部にわたる調査研究のため、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年7月9日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現に奈良市地域学校連携推進委員会の委員に委嘱され、又は任命されている者及び会長に指名されている者は、この告示に基づく委員会の委員に委嘱若しくは任命され、又は会長に互選された者とみなす。

(平成20年7月9日掲示済)

奈良市教育委員会告示第42号

「夢・教育プラン」懇話会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成20年7月9日

奈良市教育委員会

委員長 冷水毅

「夢・教育プラン」懇話会設置要綱を廃止する告示
「夢・教育プラン」懇話会設置要綱（平成18年奈良市教育委員会告示第21号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成20年7月9日から施行する。

(平成20年7月9日掲示済)

奈良市教育委員会告示第43号

奈良市通級指導教室設置要綱を次のように定める。

平成20年7月9日

奈良市教育委員会

委員長 冷水毅

奈良市通級指導教室設置要綱

(目的及び設置)

第1条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づく特別の教育課程による指導等を行うため、奈良市立学校に奈良市通級指導教室（以下「教室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 教室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
奈良市立椿井小学校通級指導教室 きこえの教室（難聴）	奈良市椿井町25番地
奈良市立済美小学校通級指導教室 ことばの教室（言語）	奈良市西木辻町5番地の2
奈良市立あやめ池小学校通級指導教室 ことばの教室（言語）	奈良市あやめ池南九丁目939番地の39
奈良市立鳥見小学校通級指導教室 ことばの教室（言語） ステップ教室（LD等発達障害）	奈良市鳥見町三丁目11番地の2

(特別の教育課程等)

第3条 教室においては、市立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）で次の各号に該当するもの（特別支援学級の児童等を除く。）の持てる力を高め、生活及び学習上の困難を改善し、又は克服するため、聴覚の活用に関する指導、言語指導、学習指導その他の特別の教育課程を実施する。

- (1) 器質的又は機能的な構音障害のある児童等
- (2) 吃音のある児童等
- (3) 難聴の児童等及び補聴器が必要である等の軽度の聽力障害のある児童等
- (4) 話す、聞く等言語機能に発達の遅れのある児童等
- (5) 発達障害により人間関係、社会性コミュニケーションに問題を持つ児童等
- (6) その他通級による指導を受けることが適當と認められる児童等

2 前項に掲げる特別の教育課程等のほか、教室においては、前項各号に該当する児童等及び市内の幼稚園に在籍する幼児で前項各号に該当するものの保護者及び当該児童等又は幼児の在籍する学校園の担当者に対し、専門的な立場からの指導助言を行うものとする。

(委任)

第4条 教室の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月9日から施行する。

(平成20年7月9日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第26号

平成20年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙の第1選挙区、第2選挙区、第3選挙区、第4選挙区及び第5選挙区における当選人の住所及び氏名は次のとおりです。

平成20年7月6日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永 進

第1選挙区 別紙のとおり

第2選挙区 別紙のとおり

第3選挙区 別紙のとおり

第4選挙区 別紙のとおり

第5選挙区 別紙のとおり

別紙

平成20年7月6日執行

奈良市農業委員会委員一般選挙当選人一覧表

第1選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市 法蓮町654番地の1	大西 崇夫
奈良県奈良市 南京終町四丁目232番地の1	萩原 征二
奈良県奈良市 大安寺五丁目10番17号	中島 信男
奈良県奈良市 六条町293番地	南城 敏雄
奈良県奈良市 四条大路二丁目3番65号	森田 達司
奈良県奈良市 奈良阪町2308番地	息田 昌次

第2選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市 歌姫町1379番地	吉村 元志

奈良県奈良市 大和田町462番地	奥谷 勝紀
奈良県奈良市 学園新田町3028番地	北川 博晴
奈良県奈良市 西大寺野神町二丁目1番11号	松本 勝
奈良県奈良市 中山町西一丁目761番地	岡田 邦彦

第3選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市 今市町336番地	森川 幸男
奈良県奈良市 今市町333番地	岡田 善至
奈良県奈良市 杏町347番地の1	吉岡 輝美
奈良県奈良市 神殿町321番地	林 宇平治
奈良県奈良市 横井三丁目168番地の1	荻田 充宏
奈良県奈良市 高樋町957番地	宮下 明弘

第4選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市 中貫町100番地の1	大西 英征
奈良県奈良市 杣ノ川町671番地の2	徳西 利和
奈良県奈良市 狭川東町175番地	岡田 嘉文
奈良県奈良市 丹生町1402番地	福岡 裕行
奈良県奈良市 東鳴川町457番地	中北 誠
奈良県奈良市 大柳生町3739番地	田畠 俊秀
奈良県奈良市 大慈仙町459番地	大西 衛

第5選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市 蘭生町1889番地の2	中西 日出男
奈良県奈良市 針町1448番地	尾城 義弘

奈良県奈良市 下深川町600番地の1	右原正卓
奈良県奈良市 月ヶ瀬月瀬195番地	杉野文隆
奈良県奈良市 月ヶ瀬桃香野4461番地	久保田清隆
奈良県奈良市 都祁白石町198番地	福井栄遠

(平成20年7月6日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第27号

奈良市検察審査員候補者選定規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成20年7月6日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永進

奈良市検察審査員候補者選定規程の一部を改正する規程

奈良市検察審査員候補者選定規程(昭和52年奈良市選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市検察審査員候補者選定規程

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「又は第2項」を削り、「(以下「候補者」という。)及びその予定者」を「(予定者)」に改める。

第2条中「候補者及び」を削る。

第3条第3項中「第9条」を「第9条第1項」に、「割り当てられた候補者の員数の倍数」を「通知のあった員数」に改める。

第5条中「1人づつ」を「1人ずつ」に改める。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、予定者の選定に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月15日から施行する。

(平成20年7月6日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第28号

奈良市裁判員候補者予定者選定規程を次のように定めます。

平成20年7月6日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永進

奈良市裁判員候補者予定者選定規程

(趣旨)

第1条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号。以下「法」という。)第21条第1項により、奈良市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)

が行う裁判員候補者の予定者(以下「予定者」という。)の選定に関しては、この規程の定めるところによる。
(選定事務)

第2条 予定者の選定に関する事務は、委員会の委員長が処理する。

(予定者の選定)

第3条 予定者の選定に当たっては、選挙人名簿の抄本(以下「抄本」という。)に選定のための一連番号(以下「抄本番号」という。)を付し、くじにより予定者選定のための基本となるページ(以下「基本ページ」という。)の抽出を行う。

2 前項の抄本番号は、第1投票区から末尾投票区までの投票区順に従い、各抄本ごとのページ順に付するものとする。この場合において、同一投票区内に2冊以上の抄本があるときは、抄本の編成順とする。

3 第1項のくじにより抽出した基本ページ及びその基本ページの番号に、同項の抄本番号の末尾番号の数を法第20条第1項の規定により通知のあった員数で除した数(端数は四捨五入)を順次加えて得た番号のページを、予定者選定のためのページ(以下「選定ページ」という。)とする。ただし、選定ページが空白のときは、同ページの次のページをもってこれに充て、他の選定ページに影響を及ぼさないものとする。

4 前項の選定ページの登録者の中から予定者をくじにより選定する。この場合において、選定ページの登録者に付されている番号をもって選定番号とする。

5 前項の場合において、予定者と決定した選定番号の者が、抄本に登録される資格を有せず、又は有しなくなった者であるときは、その次の選定番号の者をもって予定者とする。

(予定者選定のくじ)

第4条 前条第1項及び第4項のくじは、0から20までの数字を付した21個の番号球のくじにより行う。

(予定者の補充)

第5条 法第24条第1項の規定による予定者の補充については、前3条の規定を準用する。

(選定録)

第6条 委員会の委員長は、選定録を作成する。

2 前項の選定録は、委員会において1年間保存する。
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、予定者の選定に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月15日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成21年5月21日から施行する。

(平成20年7月6日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第12号

奈良市農業委員会平成20年7月農地部会の会議を下記の

とおり招集しますので、奈良市農業委員会部会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成20年7月3日

奈良市農業委員会
農地部会長 大門 善之助
記

1 日時

平成20年7月14日(月) 午後2時00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 奈良農業振興地域整備計画〔農業・農村整備計画〕及び都祁農業振興地域整備計画並びに月ヶ瀬農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
- (6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
- (7) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
- (8) 水田利用転換届出について
- (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (10) 知事許可について(6月許可分)
- (11) 非農地証明について(6月分)

(平成20年7月3日掲示済)